

永平道元（1200～1253）を開祖とする日本曹洞宗においては、道元が創唱したとされる十六条戒を、今日でも依用している。しかし、諸伝によれば道元自身は、十四歳で叡山座主公円に就いて落髮受戒しており、その意味では、最澄が定めた単受菩薩戒という制度で出家した、れっきとした天台僧である。日本天台宗における単受菩薩戒という制度自体が、基本的に他の仏教圏では通用しない、独自のものであるが、日本曹洞宗の十六条戒は、そこからさらに、三帰・三聚浄戒・十重禁戒の十六条に特化してしまったともいえる。最澄の単受菩薩戒という考え方も、どのような根拠と経緯の中で発想されたか、十分に解明されたとはいえないが、道元の十六条戒についても、いかなる事情の中で唱えられたものであるのか、定説を見るに至っていない。いずれにしても、最澄・道元の戒律観を見ると、日本仏教における戒律理解が、きわめて独自のものであることは、論を俟たない。

道元の戒律観を検討する上で、どうしても避けては通れないのが、栄西（1141～1215）の弟子である明全（1184～1225）とともに入宋した際の、手続上の問題である。すなわち、叡山の単受菩薩戒で出家した僧が渡海入宋する場合、他の仏教圏の比丘・比丘尼が当たり前前に所持している具足戒牒がないので、改めて受戒しなければならないということである。明全は東大寺へ赴いて具足戒牒を入手しているが、道元に関しては、そのことを伝える史料が見あたらない。帰国後に道元が認めた「明全戒牒奥書」によれば、そのことを道元自身が知らなかったわけではないことは、明らかである。結局道元は、叡山で単受菩薩戒によって出家した天台僧のまま、本来比丘が受けなければならない具足戒を受けることなく入宋したと思われる。寧波に到着した道元が、約三か月の間足止めされたことは『典座教訓』の記事からも推測され、それは具足戒牒不所持が理由だったと考えられるのである。

諸伝では、天童山において新戒位に列せられた道元が異議を唱え、天童山からも五山からも却下されたため、ついに寧宗皇帝に直訴して認められたとあるが、それは史実とは考えられない。ただし『宝慶記』にある問答からは、如浄が道元の単受菩薩戒という立場を容認したことがうかがえる。つまり、戒律に関する道元の関心の中心は、やはり菩薩戒にあると見るしかないように思われる。最澄が定めた単受菩薩戒の制度によって受戒出家した自らの立場を、在宋修行中もなお、強いこだわりをもって貫こうとした結果、あえて具足戒牒を所持することをせず、しかも菩薩戒による位次を主張したのであり、そのことを了解していたからこそ、待機を余儀なくされた道元を寧波の船中に残して、明全は天童山に掛錫したのではないだろうか。

また、帰国後の道元が無本覚心（1207～98）や理観という僧に授与した戒脈を見ると、必ずしも統一された内容ではないことがわかる。道元が、出家受戒についてどのような立場を取っていたのかについて、伝記史料を中心に検討してみたい。